

○佐野市議会政務活動費の交付に関する規則

平成17年2月28日規則第3号

改正

平成23年3月25日規則第13号

平成25年2月25日規則第6号

平成29年2月22日規則第7号

佐野市議会政務活動費の交付に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、佐野市議会政務活動費の交付に関する条例（平成17年佐野市条例第5号。以下「条例」という。）に基づき交付される政務活動費に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付申請)

第2条 政務活動費の交付を受けようとする議員は、毎年度、市長に対し、議長を経由して政務活動費交付申請書（別記様式第1号）を提出しなければならない。

(交付決定)

第3条 市長は、毎年度、前条の規定による申請に基づき交付すべき年間分の政務活動費の額を決定し、当該議員に政務活動費交付決定通知書（別記様式第2号）により通知するものとする。

(交付請求)

第4条 議員は、市長に対し政務活動費交付請求書（別記様式第3号）を提出するものとする。

(収支報告書)

第5条 条例第5条第1項の報告書は、政務活動費収支報告書（別記様式第4号）とする。

(収支報告書等の写しの送付)

第6条 議長は、条例第5条第1項の規定により提出された収支報告書等の写しを市長に送付するものとする。

(会計帳簿等の整理保管)

第7条 政務活動費の交付を受けた議員は、政務活動費の支出について会計帳簿を調製するとともに、関係書類を整理し、これらの書類を条例第5条第2項又は第3項の規定による提出期限の日の属する年度の翌年度から起算して5年を経過する日まで保管しなければならない。

(収支報告書等の写しの公開方法)

第8条 条例第7条第2項の規定による公開は、次に掲げる方法により行うものとする。

(1) 佐野市議会公式ホームページに掲載する方法

(2) 簿冊に作成し、これを議会事務局の事務室に備え付けて公衆の閲覧に供する方法

(その他)

第9条 政務活動費の額を改定するときは、第三者機関の意見を聴くなど配慮するものとする。

附 則

この規則は、平成17年2月28日から施行する。

附 則（平成23年3月25日規則第13号）

（施行期日）

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の佐野市議会政務調査費の交付に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後に交付する政務調査費について適用し、同日前に交付した政務調査費については、なお従前の例による。

附 則（平成25年2月25日規則第6号）

（施行期日）

1 この規則は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条ただし書の政令で定める日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日の前日までにこの規則による改正前の佐野市議会政務調査費の交付に関する規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則による改正後の佐野市議会政務活動費の交付に関する規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成29年2月22日規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

年 月 日

佐野市長 様

議員の氏名

印

政 務 活 動 費 交 付 申 請 書

佐野市議会政務活動費の交付に関する規則第2条の規定により、次のとおり申請します。

1 交 付 申 請 額 (年度分) 円

議長経由印

第 号
年 月 日

様

佐野市長



政 務 活 動 費 交 付 決 定 通 知 書

年 月 日付で申請のあった政務活動費の交付について次のとおり決定したので、
佐野市議会政務活動費の交付に関する規則第3条の規定により通知します。

1 年度政務活動費交付決定額 円

年 月 日

佐野市長 様

議員の氏名

㊟

政 務 活 動 費 交 付 請 求 書

年 月 日 第 号で交付決定の通知がありました政務活動費を、佐野市議会政務活動費の交付に関する規則第4条の規定により、次のとおり請求します。

1 金 円

佐野市議会議長 様

議員の氏名

㊟

年度政務活動費収支報告書

年 月 日 第 号で交付決定の通知のありました政務活動費について、佐野市議会政務活動費の交付に関する条例第5条第1項の規定により、次のとおり報告します。

1 収 入

政務活動費 円

2 支 出

科 目	金 額	備 考
研 究 研 修 費	円	
調 査 旅 費	円	
資 料 作 成 費	円	
資 料 購 入 費	円	
広 報 費	円	
広 聴 費	円	
人 件 費	円	
そ の 他 の 経 費	円	
合 計	円	

3 残 額 円

（注）備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。